

第1章

計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

現在、我が国では少子高齢化と人口減少が急速に進展しています。2025年（平成37年）にはいわゆる団塊世代すべてが75歳以上となり2040年（平成52年）には団塊ジュニア世代が65歳以上になる等、総人口に占める高齢者人口の割合は上昇していくものと見込まれます。

本町においては、平成29年9月末現在の65歳以上の人口は6,549人であり、総人口に占める高齢者人口の割合は35.5%となっています。さらに、愛知県平均の24.3%及び全国平均の27.7%を上回っています。今後も高齢者人口の割合の上昇や、社会情勢の変化等により高齢者を取り巻く環境が大きく変化していくことが予測されます。

さて、高齢者を社会全体で支え合う仕組みとして2000年（平成12年）に介護保険制度*が創設された当時、75歳以上の後期高齢者は全国で約900万人でしたが現在は1,700万人を超え総人口に占める割合は13.8%となっています。さらに2025年（平成37年）には約2,200万人となる見込みです。

こうした中、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自身の能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能としていくために、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステム*の構築に向けた取組を推進していくことが重要となっています。

こうした背景を踏まえ、本町では、地域包括ケアシステムをより深化・推進していくため在宅医療・介護連携の推進、認知症*施策の推進、生活支援・介護予防サービスの体制整備の推進、地域ケア会議の推進、高齢者の居住安定に係る施策との連携に重点を置き、これまでの高齢者福祉計画及び第6期介護保険事業計画（平成27年度～平成29年度）において取り組んできた在宅福祉サービス事業及び介護保険事業の実施状況を評価するとともに、高齢化に伴う諸問題に対応するため、高齢者福祉並びに介護保険事業の基本的な目標を定め、その方向性を示し、必要な施策とその取組を総合的かつ体系的に推進するため「南知多町高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

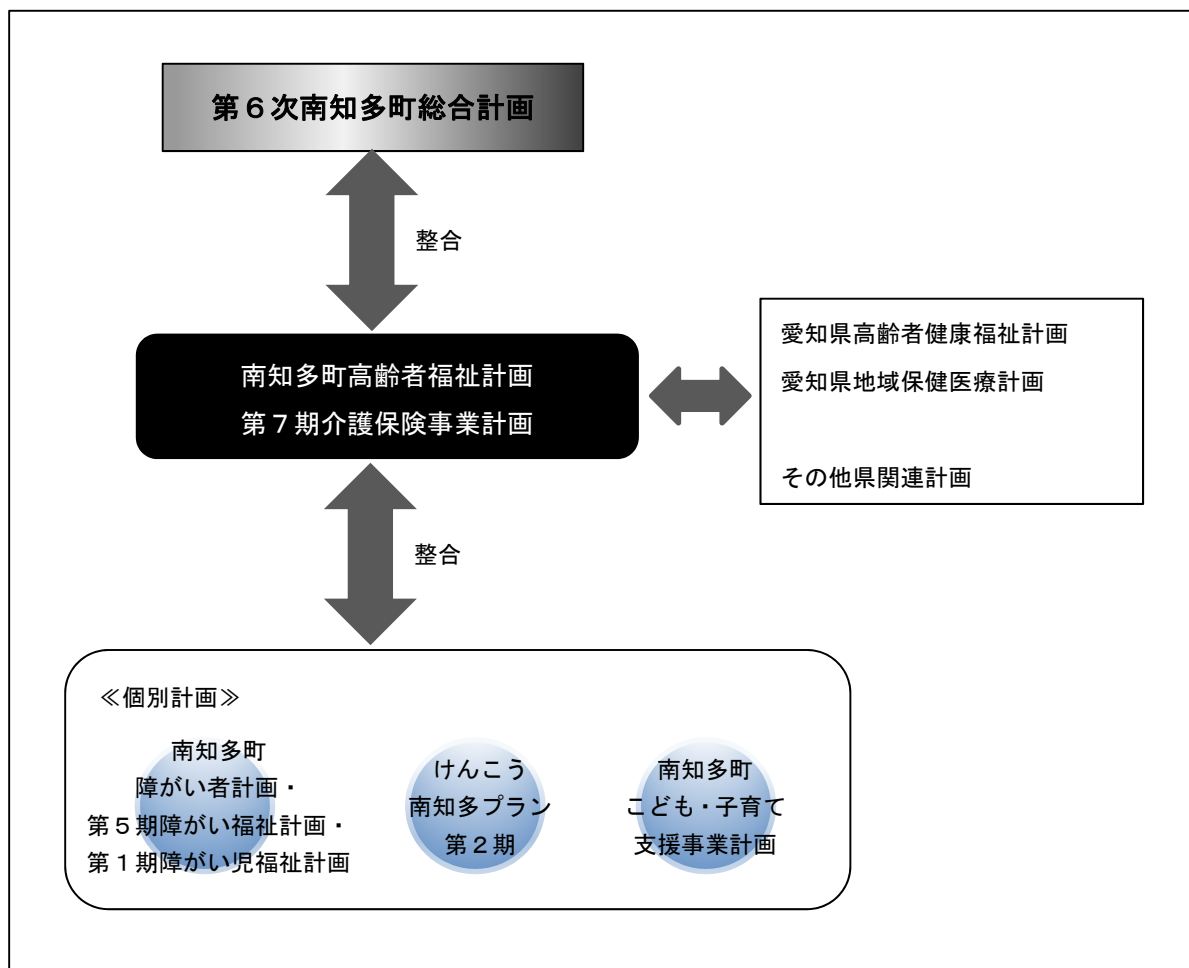
2 計画の位置づけと他計画との整合

本計画は、「第6次南知多町総合計画」を上位計画と位置づけ、「南知多町障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」「南知多町子ども・子育て支援事業計画」「けんこう南知多プラン（第2期）」及び愛知県の関連する計画等との調和を図りつつ、老人福祉法に規定された「老人福祉計画」と介護保険法に規定された「介護保険事業計画」を一体的に策定したものです。

老人福祉計画は、老人福祉法第20条の8に規定された計画で、老人福祉事業の供給体制の確保すべき量の目標を定め、その確保のために高齢者に関する施策全般を策定するものです。

一方、介護保険事業計画は、介護保険法第117条に規定された計画で、介護保険制度を円滑に運用するため、要介護者*等の介護保険サービスの利用に関する意向やその他の事情を勘案し、介護保険サービスや地域支援事業*の必要量を見込み、平成30年度から平成32年度までの3年間における介護サービス等を提供する体制を確保するための施策を策定するものです。

図 計画の位置づけ

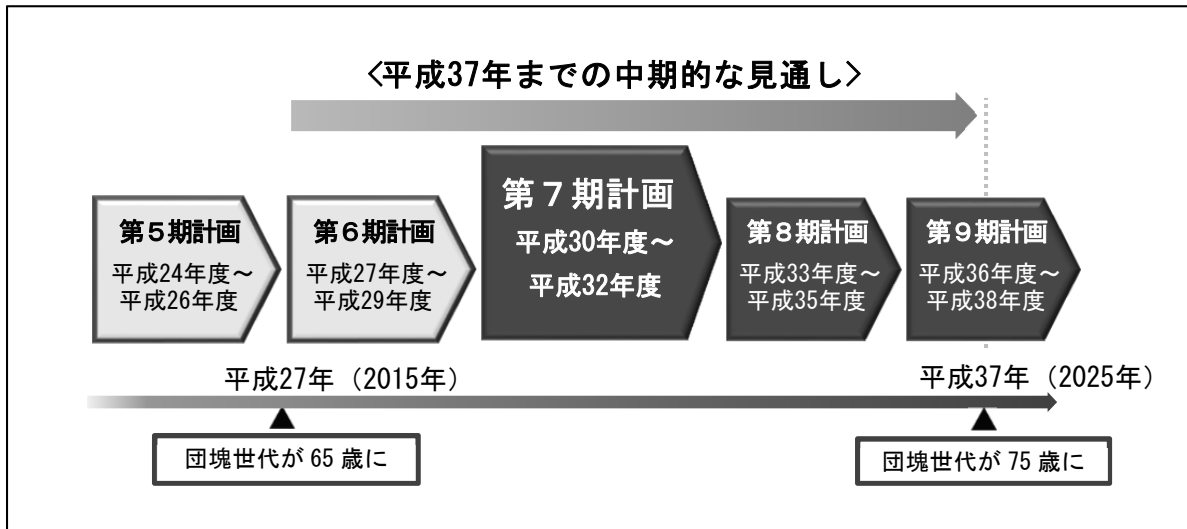


3 計画の期間

本計画は、平成30年度から平成32年度までの3年間を計画期間とします。

なお、地域包括ケアシステムの構築に向けて、第6期事業計画の方向性を引継ぎ、団塊の世代が75歳以上となる平成37年までの中期的な視野に立った施策の展開を図ります。

図 事業計画の期間



4 計画の策定体制と経緯

(1) 計画策定の住民参加

本計画の策定にあたっては、幅広い関係者の協力のもと、地域の課題や目指すべき方向性を共有し、地域の実情に応じたものとする事が求められていることから保健医療や福祉の関係者、被保険者代表、学識経験者等で構成される「南知多町介護保険運営協議会」を開催し、集約された意見を計画に反映させました。また、住民等から広くご意見をいただくため、町ホームページに本計画の素案を公表し、提出された意見に対する本町の考え方を公表しました。

(2) 各種調査とデータ分析

本計画の策定にあたっては、要支援・要介護認定*を受けていないすべての高齢者に対する「健康とくらしの調査」を平成28年10月に実施し、日常生活の状況や健康状態に関する意見やニーズ等を収集しました。この調査結果や介護サービス給付実績等を活用し、知多圏域の保険者*と日本福祉大学が共同研究方式で開催する介護保険事業の進行管理のためのデータ分析研究会において、データ分析に基づく保険者間の比較や地域包括ケアシステムの構築に向けた意見交換を行いました。

また、平成29年11月に医療機関や指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者等を対象としたアンケートを実施し、在宅医療・介護の現状と多職種間の連携状況の実態把握に努めました。

(3) 計画の推進

本計画の推進にあたっては、関係部課との連携を図りながら、施策の実現に努め、さらに、保健医療や福祉の関係機関及び地域の各種団体との連携を図り、計画の円滑な推進に努めます。

本計画を確実に実行し、効果あるものにしていくために、毎年度、南知多町介護保険運営協議会において、計画の進捗状況を点検、評価し、その結果に基づき必要な対策を講じていきます。

5 制度改革を踏まえた計画の作成

表 制度改革の内容

<p>1 地域包括ケアシステムの深化・推進</p> <p>介護保険制度改革の一つの柱である「地域包括ケアシステムの深化・推進」については、2017年（平成29年）6月2日に公布された「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」に盛り込まれ、2018年（平成30年）4月施行に向け改革が行われました。</p>
<p>改正1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組を推進（介護保険法）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 各市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みを制度化 ② 国提供のデータを分析した上で介護保険事業計画を策定し、介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を記載 ③ 県による市町村への支援事業の創設と、財政的インセンティブの付与規定の整備 ④ 地域包括支援センター*の機能強化 ⑤ 居宅サービス事業者等の指定に対する保険者の関与強化 ⑥ 認知症施策の推進
<p>改正2 医療・介護の連携の推進等（介護保険法、医療法）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設 ② 医療・介護の連携等に関して、県による市町村への必要な情報の提供やその他の支援の規定を整備
<p>改正3 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等（社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制づくり、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画*の策定の努力義務化 ② 高齢者と障がい者（児）が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障がい福祉制度に新たに共生型サービスを位置付け ③ 有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化（老人福祉法一部改正） ④ 障がい者支援施設等を退所して介護保険施設等に入所した場合の保険者の見直し
<p>2 持続可能性の確保</p> <p>介護保険制度改革のもう一つの柱である「持続可能性の確保」については、(1)利用者負担の見直し (2) 高額介護サービス費の見直し (3) 費用負担の見直し等が行われました。</p>
<p>改正1 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割に引き上げ（介護保険法）</p>
<p>改正2 介護納付金への総報酬割の導入（介護保険法）</p> <p>各医療保険者が納付する介護納付金（40～64歳の保険料）について、被用者保険間では『総報酬割』に変更</p>

